

平成30年度 魚津善意銀行事業「善意のともしび」助成事業応募要項

助成の趣旨

少子・高齢化や核家族化など地域社会の変化に伴う福祉ニーズの多様化に対応するため、魚津市民による善意の輪を広げ、ボランティア活動を行う団体や特定非営利活動法人（NPO法人）及び魚津市内の地区社会福祉協議会等が行う草の根的な社会貢献活動を支援し、住民参加による福祉社会の実現に資することを目的とし助成事業を実施します。

1. 対象団体

- ・主に魚津市内でボランティア活動を行う団体・グループ、特定非営利活動法人（NPO法人）及び障害者等の当事者団体（定款または会則等で団体の運営に関する基本的ルールが定められ、設立後1年以上の活動実績がある団体）
- ・地区社会福祉協議会
- ・社会福祉法人魚津市社会福祉協議会への協力活動を行う団体
- ・その他必要と認められた団体

2. 対象事業

次の要件をすべて満たし、平成30年度中に実施する事業とします。

- (1) 魚津市内で実施される事業
- (2) 申請団体の主体的な計画のもとに実施される事業
- (3) 宗教や政治活動あるいは営利を目的としない事業
- (4) 地域住民が安心して暮らせる福祉のまちづくりに寄与すると認められる事業
- (5) 公的な補助や他の助成金を受けていない事業
- (6) 過去に本助成を受けていない事業

3. 対象経費

助成対象事業の実施に直接係わる経費とし、次に掲げるものについては対象としません。

- (1) 人件費、家賃、光熱水費等の経常的運営費
- (2) 団体の日常活動用として使用する備品及び消耗品等の購入（事務的に使用するパソコン等）
- (3) 事業内容に照らして不適切又は著しく高額である物品の購入
- (4) 事業実施のための調査研究費等に要する経費
- (5) 飲食、接待、心づけ、土産等の儀礼的・交際費的経費

4. 助成金額及び助成枠

- ・助成金額の限度額は事業費の5分の4以内とし、1団体10万円を上限とします。
- ・助成総額は、10万円とします。

5. 申請書受付期間

平成30年4月2日（月）～平成30年4月27日（金） ※必着

なお、申請様式については、郵送あるいはメールにて下記の間合せ先まで請求ください。

6. 助成の決定と通知

- ・本協議会の理事会において助成対象者、助成内容及び助成金額を決定します。
- ・採否の結果は、平成30年6月上旬までに申込者あてに文書にて通知します。

7. 報告の義務

助成対象事業終了後1ヶ月以内に、所定の報告書を必ず提出していただきます。

8. 個人情報と情報公開について

- ・ご記入いただいた個人情報は、選考手続きに際し役員等へ提供するほか、選考結果の連絡に利用します。
- ・ご記入いただいた個人情報は、このたびの助成のみに使用し、その他には使用しません。

9. 留意事項

- ・採否の理由ならびに決定に関する内容についてのお問い合わせには応じられません。
- ・提出された申込書等の書類は返却いたしません。

10. 問合わせ及び申請先

〒937-0801 魚津市新金屋二丁目13番26号

社会福祉法人 魚津市社会福祉協議会

TEL：0765-22-8388

FAX：0765-22-8390

e-mail：soumu@uoshakyo.net

担当：総務経理係 岡田